

どこから手を
付けたらいいの？

残業を
減らしたい！

うちも助成金を
使えるの？

有給休暇の取得の
進め方は？

不合理な
待遇差って何？

『働き方改革』具体的には何をしたらいいの？

時間外労働の上限規制

年次有給休暇の時季指定

不合理な待遇差の禁止

人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします！

相談
無料

「働き方改革」に取り組む 事業主の皆様を支援します

専門家（社会保険労務士）が1企業当たり**5回まで**訪問いたします。
（お申し込みはお電話か裏面の申込書をご利用ください。）

～『佐賀働き方改革推進支援センター』とは～

佐賀労働局が「佐賀県社会保険労務士会」に委託している中小企業・小規模事業者の
皆様方の「働き方改革」の実現を**ワンストップ**・すべて**無料**でサポートする支援機関です。

- ▶ 住 所：佐賀市川原町 8-27 平和会館 1F
- ▶ 電 話：0120-610-464（フリーダイヤル）
- ▶ メー ル：s-kaikaku@saga-hatarakikata.com
- ▶ 受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

詳細はHPへ！→



働き方改革全般について、来所・電話・メールなどで様々なご相談を受け付けます！
セミナーや相談会も開催しています。まずはお気軽にお電話ください。

「働き方改革」に取り組む事業主の皆さまを支援します。

ご希望の事業主様には専門家の派遣も行っております。

働き方改革関連法3つのポイント

1 時間外労働の上限規制が導入

施行 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。



「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」 QR

2 年次有給休暇の取得義務化

施行 2019年4月1日～

使用者は、10日以上[※]の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。



「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」 QR

3 不合理な待遇差の禁止



施行 2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。



「解説動画・取組手順書・業界別マニュアル」 QR

その他の
法改正項目

- ◆「勤務時間インターバル」制度の導入が努力義務になりました
- ◆フレックスタイム制が拡充されました
- ◆労働時間の状況を客観的に把握するよう義務付けられました



詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ QR

◆訪問支援ご希望の場合は、下記にご記入のうえFAXでお送りください。

FAX 0952-60-2856 お申し込みはお電話でも結構です。(0120-610-464 フリーダイヤル)

貴社名		TEL	
所在地			
ご担当者 部署・役職		お名前	
訪問希望日時	令和	年	月 日 時

ご相談内容(該当する項目に✓を御記入ください。)

- 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について 働き方改革関連法全般について
 時間外労働の上限規制について 年次有給休暇の取得について 助成金について
 その他 []